

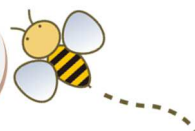
長野県畜産広報

しあわせ信州

蜜蜂を飼育されている皆様へ

令和3年7月
(通算第498号)
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

蜜蜂の適切な管理をお願いします！



飼育届（飼育変更届）をお忘れないように！

- ◇ 蜜蜂の飼育を行う方は、養蜂振興法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による飼育届を毎年1月末までに住所地を管轄する地域振興局へ提出してください。
- ◇ 飼育場所の地番がわからない場合は、飼育場所を示した地図を添付してください。
- ◇ 飼育届記載事項(飼育場所、群数、期間等)に変更が生じた場合は、法第3条3項の規定による変更届を、変更があった日から1カ月以内に地域振興局へ提出してください。
- ◇ 飼育届様式は、長野県ホームページからダウンロードいただくか、地域振興局へお問い合わせください。



HPはこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/chikusan/mitsubati.html>



- ◇ 蜂群配置の適正等を図るために、飼育者は届出内容について事前に近隣の養蜂業者と調整を行いましょ。 (飼育届の提出後も必要に応じ調整を求められることがあります。)

近隣の養蜂業者との調整をお願いします！

- ◇ 蜂群配置の適正を図り、飼育者間のトラブルを防ぐため、飼育者は届出内容について事前に近隣の養蜂業者と調整を行いましょ。
- ◇ 飼育届に調整状況の記入欄があります。記入して提出してください。
- ◇ 飼育届の提出後も必要に応じ調整を求められることがあります。

調整が必要な場合には、飼育届の情報を提供することがあります

- ◇ 法第 8 条に基づく蜂群配置調整等に必要な措置として、県は飼育届の情報を飼育者や関係団体へ提供することがあります。
- ◇ 飼育者の方には、飼育届の提出に当たり、県が飼育届の情報を蜂群配置に必要な措置として利用することに同意をお願いしています。

他の都道府県へ転飼する場合は知事の許可が必要です

- ◇ 県外へ転飼をされる方は、法第 4 条第 1 項の規定により転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可が必要です。
- ◇ 転飼許可の申請は、転飼しようとする場所の都道府県に提出してください。具体的な申請方法は各都道府県にお問い合わせください。

マナーを守って飼育をお願いします！

- ◇ 県内では「蜜蜂が近くに飛んできて怖い」「蜂の糞で洗濯物や車が汚れた」といった苦情やトラブルが多く発生しています。
蜜蜂が危害を与えることが無いよう、巣箱の設置場所には注意をお願いします。
- ◇ 自己所有地以外に巣箱を置く場合は、必ず事前に土地所有者等の了解を得てください。

農薬による蜜蜂被害を防ぎましょう！

- ◇ 農薬使用者と蜜蜂飼育者は相互に情報交換を行い、蜂場の周りで農薬が散布される可能性がある場合には、一時的に巣箱を退避させるなどして農薬による被害を防ぎましょう。

ご不明な点はこちらへ
お問い合わせください



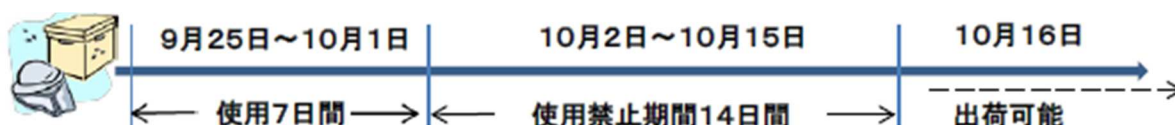
地域振興局	電話番号	地域振興局	電話番号
佐久	0267-63-3145	木曾	0264-25-2221
上田	0268-25-7127	松本	0263-40-1917
諏訪	0266-57-2913	北アルプス	0261-23-6511
上伊那	0265-76-6813	長野	026-234-9514
南信州	0265-53-0414	北信	0269-23-0209
県庁家畜防疫対策室	026-235-7232		

みつばち用医薬品は使用基準を守り、正しく使いましょう

◇みつばち用医薬品は、**使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの使用基準を守って使用**しなければいけません。

◇使用基準を守らないと、出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

(例) 使用禁止期間が「食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日間」である医薬品を9月25日から10月1日までの7日間使用した場合、出荷できるのは10月16日からとなります。



現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の製剤です。

薬剤名	使用期間	注意事項
日農アピスタン アピバール	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない
タイラン水溶散	週1回、3週間	最終投与後 28 日以上経過後、継箱内のはちみつを継箱 1 箱あたり 5 kg 以上取り除く。継箱から取り除いたはちみつ、育児箱内のはちみつ、ローヤルゼリー等は食用に出荷できない
チモバール	3～4週間	投与後 21 日間は、はちみつの風味に影響を与える可能性がある。本剤を使用した蜂群のローヤルゼリー、プロポリス及び蜂体は、食用に出荷できない

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう！

<記録する内容>

- ①使用年月日、②使用場所、③対象動物(みつばち)及び使用対象群数(箱数)
- ④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日

※ **医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。**

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」で禁止されています。また畜産物に残留した場合、**回収・廃棄の対象**となり、**人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任**となります。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
飯田	0265-53-0439	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232

医薬品の使用について
ご不明な点はこちらへ
お問い合わせください

